

ばい煙のデータ改ざんに罰則

— 環境省 —



The Knights

環境省では効果的な公害防止取組促進方策検討会を2008年3月5日に行い、工場などが排出したばい煙のデータを企業が記録しなかったり、改ざんしたりした場合の罰則規定の新設や、企業の自治体に対する届け出事項の拡充などを求める報告書の骨子案をまとめました。これを受け環境省では大気汚染防止法改正の検討を行うとのことでした。

これは、2007年の7月から各地の製紙関連工場ではばい煙に含まれる有害物質の基準超過等の大気汚染防止法違反が判明した上、データを改ざんしたケースが相次いだため、公害防止に向け国や自治体に規制強化を促すことを目的としています。

現行の大気汚染防止法では、ばい煙中の窒素酸化物濃度などの基準違反に対し罰則を設けていますが、記録が義務付けられているデータの改ざんに対する罰則はありません。このため、検討委員会は罰則を設けることで、改ざんに対する抑止力を働かせることを検討すべきと骨子案に明記し、環境省に法改正を求めています。またその他にも、ばい煙の基準超過時を含む公害防止管理体制や施設の点検頻度、測定データの管理方法などの届け出義務付けについても同様に求めています。

当社では、大気汚染防止法に基づく焼却炉やボイラー等の排ガス測定も行っておりますので、是非この機会にご相談下さい。

資料 2008年2月19日付 環境省報道発表資料
2008年3月6日付 埼玉新聞

クロマト分析箇所 山田悠貴